

旅館業法・住宅宿泊事業法・国家戦略特別区域法の比較

	旅館業法(改正案)		住宅宿泊事業法		国家戦略特別区域法
	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	家主居住型	家主不在型	国家戦略特別区域 外国人滞在施設経営事業
概要	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業(1月以上の期間を単位とする)以外のもの	宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業	宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業。住宅提供者(住宅宿泊事業者)を「家主居住型」と「家主不在型」に区分。住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業に係る制度も設けており、家主不在型は、住宅宿泊管理業者に業務を委託することを義務付け。		一定の要件を満たす特区内の施設を、賃貸借契約に基づき条例で定めた期間(3～10日)以上、旅客に使用させるもの。
対象地域	全国		全国		国家戦略特区指定地域
申請者	事業者		家主	家主(管理業者)	事業者
行政への申告	許可申請		届出		認定申請
申請・届出先	区長(保健所長)		都道府県 (都知事との協議により区長)		区長
行政の立入検査権	あり		あり		なし(条例で規定可)
無許可・無届施設への立入検査権	あり		なし		なし
無許可・無届営業の罰則	6月以下の懲役 100万円以下の罰金		適用なし		適用なし
許可届出事項違反等の罰則	是正指導に従わない場合等50万円以下の罰金		6月以下の懲役 100万円以下の罰金		認定の取消し
営業日数上限	なし		180日/年		なし
(最低)連続宿泊日数制限	なし		なし		3～10日以上 (条例で規定)
苦情受付者	事業者		家主	管理業者	事業者
住民トラブル等防止措置	・施設の100m以内の学校、保育園、公園等を所管する行政庁に意見照会		・「標識」の掲示 ・利用者への注意事項説明		・近隣住民への事前説明 ・利用者への注意事項説明
フロント設置	区条例あり		なし		なし
居室の床面積	今後、政令により規定される予定	10人未満3.3㎡×人数以上	3.3㎡×人数		25㎡以上
用途地域の制限	あり(第1,2種中高層住専不可)		原則なし		法に規定なし(条例で規定可)
契約形態	宿泊契約		不明		賃貸借契約
消防法上の取扱い	旅館		50㎡未満は住宅	旅館	旅館
備考	改正法案については平成29年3月7日閣議決定。現在、衆議院閉会中審査。		観光庁に苦情等を受け付ける一元的なヘルプデスクを設置予定。平成29年6月16日公布日から1年を超えず施行。届出開始は9か月を超えない範囲。		現在、実施地域は大田区、大阪府、大阪市及び北九州市。今後、千葉市(若葉区・緑区)予定あり。